

# 健康保険任意継続被保険者資格取得申請書

理事長	常務理事	事務局長	担当

## 【太枠内を記入】

被保険者(社員本人)記入。資格喪失後20日以内に速やかに提出してください。資格期間は2年間が限度です。

保険証 記号・番号	記号	番号	氏名	フリガナ	生年 月日	昭和 ・ 平成	年	月	日	退職日	令和	年	月	日
住所	〒		—		連絡先	電話番号 ( )	—	振込先	被保険者(社員本人)名義口座を記入					
						携帯番号 ( )	—		銀行	支店	普通	当座		
									信金	口座番号				
									農協					

保険料の納付方法を選択。(退職日該当期間で、希望する納付方法の番号に○)

<b>■ 退職日が2月末日～8月30日の方</b> 1. 毎月納付 (毎月1日～10日《土日祝の場合は翌日》の間に健保の口座に入金されるよう納付) 2. 前納2回納付 (任意継続開始月分から9月分まで/10月分から翌年3月分までを2回納付) 3. 前納1回納付 (任意継続開始月分から翌年3月分までを1回納付)	<b>【毎月納付の場合】</b> ・1日でも納付期限を過ぎると資格がなくなります。 ・毎月振込手数料がかかります。 ・就職、国民健康保険に加入などの場合、すぐに脱退できます。
<b>■ 退職日が8月31日～12月30日の方</b> (前納は保険料の割引があります。※目安:6ヶ月間で月額約1%) 1. 毎月納付 (毎月1日～10日《土日祝の場合は翌日》の間に健保の口座に入金されるよう納付) 2. 前納1回納付 (任意継続開始月分から翌年3月分までを1回納付)	<b>【前納1回納付・2回納付の場合】</b> ・保険料の納付忘れがありません。 ・振込手数料が1回あるいは2回分ですみます。 ・就職、ご本人が死亡の場合のみ保険料の払戻が可能です。 それ以外の場合は保険料の払戻はできません。
<b>■ 退職日が12月31日～2月末日の前日の方</b> (前納は保険料の割引があります。※目安:12ヶ月間で月額約2%) 1. 毎月納付 (毎月1日～10日《土日祝の場合は翌日》の間に健保の口座に入金されるよう納付) 2. 前納1回納付 (任意継続開始月分から当年3月分までを1回納付)	<b>※保険料の振込期日・金額等については、健保組合からご連絡 します。連絡前に振り込まないようにしてください。</b>

健康保険の被扶養者(家族)について記入。  
任意継続への切替時に、健保組合が被扶養者(家族)の収入等を確認し、継続して被扶養者となるかを判定させていただきます。収入証明等の書類の提出が必要な場合があります。

被扶養者(家族)氏名	生年月日	性別	続柄(該当に○)	職業(該当に○)	収入(該当に○、年収記入)	健保記入欄	
フリガナ	昭和 平成 令和	年 月 日	男 ・ 女	妻・夫・長男・次男 三男・長女・次女・三女 その他( )	無職・学生 パート、アルバイト等 その他( )	有(年収 万円)・無 (年金も収入に含みます)	継続 ・ 削除
フリガナ	昭和 平成 令和	年 月 日	男 ・ 女	妻・夫・長男・次男 三男・長女・次女・三女 その他( )	無職・学生 パート、アルバイト等 その他( )	有(年収 万円)・無 (年金も収入に含みます)	継続 ・ 削除
フリガナ	昭和 平成 令和	年 月 日	男 ・ 女	妻・夫・長男・次男 三男・長女・次女・三女 その他( )	無職・学生 パート、アルバイト等 その他( )	有(年収 万円)・無 (年金も収入に含みます)	継続 ・ 削除

**【同意事項】**  
保険料を期限までに納付しな  
かった場合は、被保険者の資  
格が納付期日の翌日で取消と  
なる事を了承し、保険証を速や  
かに返納します。

健保組合使用欄		任継番号	標準報酬月額	取得時保険料	保険料対象期間	保険料入金日
一般資格取得日	昭和 年 月 日	999-	資格喪失時	一般: 円	令和 年 月分から	令和 年 月 日
一般資格喪失日(任継資格取得日)	令和 年 月 日		千円	調整: 円	令和 年 月分まで	
			任継取得時	介護: 円	カ月分	
			千円	合計: 円		

健保組合受付印